

# 第5回研究会における御指摘事項に関する補足資料

# 保育の必要性の認定について①

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

## 2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

### ①就労

・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)

### ②妊娠、出産

### ③保護者の疾病、障害

### ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

### ⑤災害復旧

### ⑥求職活動 ・起業準備を含む

### ⑦就学 ・職業訓練校等における職業訓練を含む

### ⑧虐待やDVのおそれがあること

### ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

### ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

# 保育の必要性の認定について②

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、従前の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用

## ①事由

- 1 就労
- 2 妊娠・出産
- 3 保護者の疾病・障害
- 4 同居親族等の介護・看護
- 5 災害復旧
- 6 求職活動
- 7 就学
- 8 虐待やDVのおそれがあること
- 9 育児休業取得時に、既に保育を利用していること
- 10 その他市町村が定める事由

## ②区分(保育必要量)

- 1 保育標準時間
- 2 保育短時間

## ③優先利用

- 1 ひとり親家庭
- 2 生活保護世帯
- 3 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 4 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
- 5 子どもが障害を有する場合
- 6 育児休業明け
- 7 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合
- 8 小規模保育事業などの卒園児童
- 9 その他市町村が定める事由



## 保育の必要性認定・指数(優先順位)づけ

<保育標準時間>  
Aグループ(10点)

○○ ○○  
□□ □□  
.....

Bグループ(9点)

△△ △△  
□□ ○○  
.....

計 X人

計 Y人

※ 保育短時間も同様



# 居宅内での就労について

## 保育の必要性に関する市町村等への通知

- 「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府・文部科学省・厚生労働省局長通知）

第2 子どものための教育・保育給付の支給認定等に係る事務

1 保育の必要性に係る事由（法第19条第2号及び第3号、規則第1条）

（2）留意事項

ア 規則第1条第1号（就労）

（イ）就労の形態については、居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象とするものであること。

- 「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（平成29年12月28日付け内閣府・厚生労働省事務連絡）

（1）居宅内での労働と居宅外での労働について、一律に点数に差異を設けている市町村がみられるが、居宅内で労働しているからといって、必ずしも居宅外での労働に比べて仕事による拘束時間が短い、子どもの保育を行いやすいというわけではないことから、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくなく、

- ・就労時間、休憩時間や移動時間等の詳細な実態
- ・店頭に立っている、打ち合わせ等で取引先の職場に赴いている等、具体的な就労場所
- ・危険な行為を伴う、集中して行う必要がある等、実際の仕事の内容・性質等を見て、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきであること

## 厚生労働省が周知しているテレワークに関するQ&A

Q)（1）居宅内での在宅勤務をしていますが、幼い子どもがおり、保育所等を利用したいです。在宅勤務の場合には、保育所等を利用できないのでしょうか。

A) 在宅勤務をしている場合であっても保育所等の利用対象となることについては、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名通知（※1）により、各市町村等に対して示しています。また、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって優先度に差異を設けることは望ましくなく、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきであるということについても、内閣府・厚生労働省の連名事務連絡（※2）により各市町村等に対して示しています。なお、コロナ禍においては厚生労働省の「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&A」で、「テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではない」旨を各市町村等に対して示しています。

※1 「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号・26文科初第651号・雇児発0910第2号内閣府・文部科学省・厚生労働省局長通知）第2の1の(2)のアの(イ)参照

※2 「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」（平成29年12月28日付け内閣府・厚生労働省事務連絡）（1）参照